

シン・企業年金レポート

2026年3月25日
団体年金事業部

<谷内教授のシン・企業年金レポート：第24回>

確定拠出年金の自動移換に係る対応について

— 2026年4月施行の対策を踏まえて —

弊社では、お客さまへの情報提供の更なる拡充を図るため、社会保障審議会企業年金・個人年金部会の委員である谷内陽一氏（名古屋経済大学経済学部教授）による新連載「谷内教授のシン・企業年金レポート」を2024年4月より毎月お届けしております。

連載第24回目では、確定拠出年金における自動移換の概要および現状を概観するとともに、2026年4月より施行される自動移換対策について解説します。

弊社では、これからもタイムリーかつきめ細やかな情報提供に向けて努力してまいりますので、第一生命「年金通信」を引き続きご愛読いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上

著者略歴

谷内 陽一 名古屋経済大学 経済学部 教授

1997年明治大学政治経済学部卒業後、厚生年金基金連合会（現：企業年金連合会）入職、約10年にわたり記録管理・数理・資産運用等の業務に従事。第一生命（2019～24年）などを経て、2024年4月より現職。

社会保障審議会企業年金・個人年金部会委員、社会保険労務士、証券アナリスト（CMA）、DCアドバイザー、1級DCプランナー。著書に『WPP シン・年金受給戦略』（中央経済社）、『人生100年時代の年金制度：歴史的考察と改革への視座』（法律文化社／共著）など。

確定拠出年金の自動移換に係る対応について

— 2026 年 4 月施行の対策を踏まえて —

名古屋経済大学 経済学部 教授
谷内 陽一

目 次

- | |
|--------------------------|
| 1 はじめに |
| 2 確定拠出年金における自動移換とは |
| 3 2026 年 4 月施行の新たな自動移換対策 |
| 4 おわりに |

1. はじめに

本年 2026 年は、確定拠出年金法の制定・施行から 25 周年という節目の年である。確定拠出年金（DC）は老後の資産形成手段としてすっかり定着した感があるものの、その一方で、企業型確定拠出年金（企業型 DC）の加入者が退職時に必要な手続きを行わないまま放置する「自動移換」の増加がとくに指摘されている。本稿では、確定拠出年金における自動移換の概要および現状を概観するとともに、2026 年 4 月より施行される自動移換対策について解説する。

なお、本稿における見解はすべて筆者個人に帰するものであり、筆者が所属する法人・団体あるいは当レポートの発行元の公式見解を示すものではない。

2. 確定拠出年金における自動移換とは

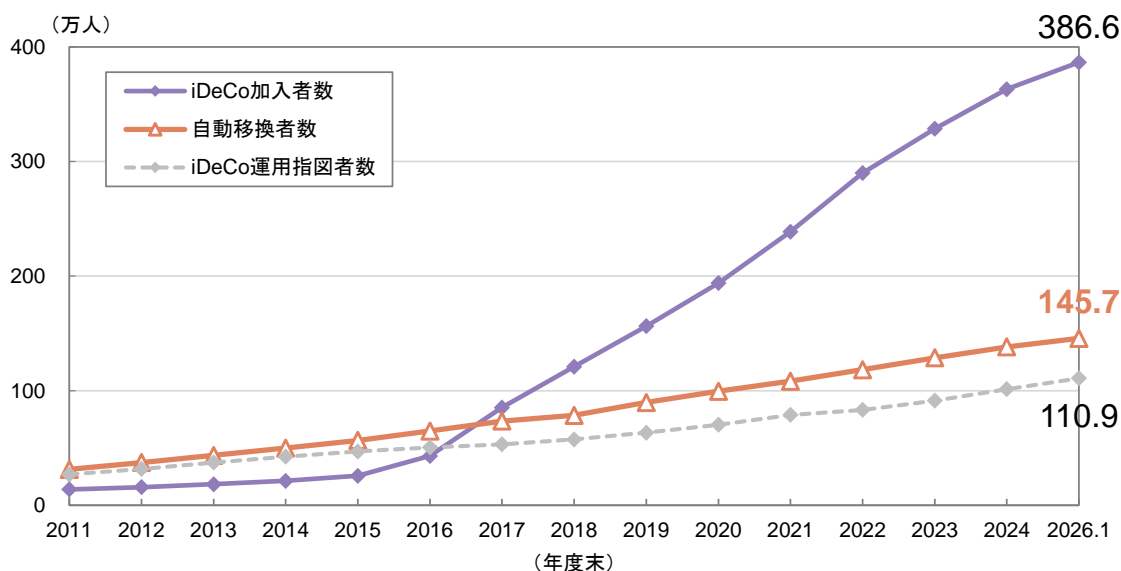
（1）自動移換とは

DC の個人別管理資産は、原則 60 歳まで中途引出しができないものの、その代わりに、転職・退職等が発生した時には、自身の個人別管理資産を他の企業型 DC や iDeCo の口座等に移し換える（移換）ことができる。自身の年金資産を他制度へ移換するしくみを「ポータビリティ」と言うが、DC では、転職・退職に伴う資産移換手続きを加入者が自ら行う必要がある。

企業型 DC を実施している企業を 60 歳未満で退職したことにより企業型 DC の加入者資格を喪失した者が、資格喪失日（退職日の翌日）の属する月の翌月から起算して 6 か月以内¹に資産移換の手続を完了しなかった場合、法令の定めにより、当該資格喪失者の個人別管理資産は売却・現金化され、国民年金基金連合会（厳密には、同連合会から委託を受けた特定運営管理機関²）の仮預り口座へ自動的に移換される³。この事象は俗に「自動移換」と称されるが⁴、これは法令上の用語ではない。法令では、上記の定めにより国民年金基金連合会に資産を移換された者を「連合会移換者」と定義しているのみである⁵。

自動移換者数の推移をみると（図表 1）、2016 年度末以前は、個人型確定拠出年金（iDeCo）の加入者数および運用指図者数を上回っていた。2017 年 1 月の iDeCo の加入対象拡大を受けて、自動移換者数は iDeCo の加入者数を下回るようになったものの、それでも、運用指図者数および正規移換者数を上回るペースで推移している。2026 年 1 月末時点の自動移換者数は約 145.7 万人と、企業型 DC・iDeCo 双方の加入者および運用指図者の総数の 1 割弱に達する規模となっている。

図表 1 自動移換者数の推移



※ 資産額が 0 円の者を含む。

（出所）国民年金基金「iDeCo（個人型確定拠出年金）の加入等の概況」等を基に筆者作成

¹ 例えば退職日が 2026 年 3 月 31 日の場合、資格喪失日（同年 4 月 1 日）から 6 か月以内の同年 10 月 31 日までを意味する。

² <https://www.jidoikan.jis-t.co.jp/>

³ 確定拠出年金法（平成 13 年法律第 88 号、以下「法」）第 83 条第 1 項。

⁴ メディアによっては、自動移換を「放置年金」あるいは「DC 難民」などと称することもある。

⁵ 法第 55 条第 2 項第 6 号。

(2) 自動移換の留意点

個人別管理資産が国民年金基金連合会に自動移換され、かつその状態を放置していると、下記の点でデメリットがあるとされている。なお、手数料の改定については次節で後述する。

① 移換時に手数料がかかる

自動移換が行われる際に、国民年金基金連合会および特定運営管理機関の双方に対する手数料が発生する。手数料は、国民年金基金連合会に対しては1,048円(税込)、特定運営管理機関に対しては3,300円(税込)である。これらの手数料は、自動移換される個人別管理資産額から徴収される。

② 移換した後も管理手数料がかかる

自動移換後4ヶ月を経過すると、管理手数料が毎月52円(税込)発生する。管理手数料は、個人別管理資産額から徴収される。

③ 掛金拠出・運用指図ができない

自動移換された状態では、掛金拠出および運用指図を行うことができないため、老後資金を準備することができない。

④ 60歳から受給開始できない可能性がある

DCの老齢給付金は60歳から受給可能だが、60歳時点で通算加入者等期間(加入者期間および運用指図者期間を合算した期間)が10年に満たない場合は、受給開始可能年齢が段階的に後倒しとなる。

自動移換されている期間は、上記の通算加入者等期間には算入されないため、受給開始可能年齢が60歳よりも遅くなる可能性がある。

⑤ 退職所得控除の金額が小さくなる可能性がある

DCの老齢給付金を一時金として受給する場合は、退職所得として取り扱うため、退職所得控除などの措置が適用される。

ただし、自動移換されている期間は、退職所得控除の算定に用いる勤続年数には算入されないため、退職所得控除の金額が小さくなる可能性がある。

⑥ 自動移換の解消時にも手数料がかかる

自動移換の状態を解消する際にも、特定運営管理機関への手数料(1,100円)が発生する。また、移換先となる運営管理機関によっては、資産移換を受け入れる名目で手数料を別途徴収する場合がある。

3. 2026年4月施行の新たな自動移換対策

自動移換者を減らすための対策として、過去には、企業による退職者への移換手続説明の義務化（2005年10月施行）や、転職先の企業型DCやiDeCoへの加入が確認できた際の強制移換⁶（2018年5月施行）などの措置が講じられた。しかし、前述の通り、自動移換者の増加には一向に歯止めがかかっていない。

私的年金の政策議論を司る社会保障審議会企業年金・個人年金部会では、2025年の年金制度改正に先立ち、DCの自動移換対策について、第36回会合（2024年7月31日開催）および第38回会合（同12月2日開催）の2回にわたり議論が行われた。当初は、米国における未手続者への対応（企業による移換先のデフォルト設定、中途引出し要件の拡大 etc）を踏まえた施策も検討されたものの、強制的な対応は自己責任を旨とするDCの制度趣旨にそぐわないとの観点から、従来の取組の延長線上に沿った施策が提唱されるに留まった。

2024年12月に取りまとめられた「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理」では、自動移換対策について、①全加入者に対する継続的な説明の実施、②事業主や加入者の意識向上のための自動移換の状況の見える化、③国民年金基金連合会による適切な手数料の設定、等に取り組むべきと提唱した。これらの事項のうち、2026年4月からは下記の自動移換対策が講じられる。

（1）退職見込者等への説明強化

企業型DCの実施事業主は、加入者に対して自動移換に関する説明を行うことが義務付けられている⁷。従来は、当該説明は「資格喪失時または制度終了時」に「資格喪失者または制度終了日において加入者であった者」に対して行うものとされていた。

2026年3月18日に公布された政令により⁸、自動移換に関する説明は「資格喪失または制度終了が見込まれる日まで」に「資格喪失が見込まれる者または制度終了日において加入者である者」に対して行うよう改正された。説明対象者を退職者から退職見込者へ拡大することで対応の徹底を図ることが趣旨とされているものの、従来の延長線上に立った措置であり、そのインパクトは限定的とみる向きが多い。本改正は2026年4月1日より施行される。

⁶ 移換元・移換先の双方で基礎年金番号・性別・生年月日・カナ氏名を確認し、全ての項目が一致した場合に強制移換を行う。

⁷ 確定拠出年金法施行令（平成13年政令第248号）第46条の2。

⁸ 社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和8年3月18日政令第43号）。

(2) 自動移換に係る手数料の改定

自動移換されると一定の手数料が発生することは前述の通りだが、当該手数料が2026年4月1日から一部改定される(図表2)。

まず、国民年金基金連合会に対する管理手数料(月額40円(税込))が新たに発生するとともに、特定運営管理機関に対する管理手数料は月額52円(税込)から58円(税込)に引き上げられる。この結果、自動移換者に係る管理手数料は、月額52円(税込)から98円(=40円+58円、税込)へとほぼ倍増する。

一方、移換手数料(自動移換から企業型DCやiDeCoなど他制度へ資産移換する際の手数料)は、1,100円から550円に引き下げられる。これにより、自動移換からの脱却を促す効果が期待される。

新手数料は、2026年4月以降の移換分から適用される。

図表2 自動移換に係る手数料の改定

手数料名称	旧	新	徴収主体	補足
新規自動移換手数料※1	1,048円/回		国民年金基金連合会	
	3,300円/回		特定運営管理機関	
管理手数料※2	0円/月	40円/月	国民年金基金連合会	新設
	52円/月	58円/月	特定運営管理機関	金額変更
移換手数料※3	1,100円/回	550円/回	特定運営管理機関	金額変更
裁定手数料※4	4,180円/回		特定運営管理機関	

※1 企業型確定拠出年金(企業型DC)から自動移換されるときにご負担いただく手数料。

※2 自動移換された日の属する月の4ヵ月後からご負担いただく手数料。年1回3月末に年度分をまとめて4月に個人別管理資産より徴収。令和8年4月分から新手数料を適用。

※3 自動移換から企業型DCや個人型確定拠出年金(iDeCo)、確定給付企業年金へ個人別管理資産を移換する際にご負担いただく手数料。令和8年4月以降の他制度への移換受付分から新手数料を適用。

※4 脱退一時金、死亡一時金、法34条裁定等給付を受ける際にご負担いただく手数料。

(出所) 国民年金基金連合会「自動移換にかかる手数料改定のお知らせ」より抜粋

<https://www.ideco-koushiki.jp/library/pdf/tesuuryoukaitei202604.pdf>

4. おわりに

前述の通り、2026年4月から施行される新たな自動移換対策は、従来の対策の方向性に沿ったものであり、企業に対して新たに過重な負担が課せられる類のものではない。つまり、従来から求められている対応をより丁寧に実施することが企業には求められる。

また、今般の自動移換対策の施行を受けて、自動移換に関する加入者からの問合せが急増することが予想される。自動移換された個人別管理資産は、所定

の手続きを行えば、企業型 DC や iDeCo 等の口座に再び戻すことができる。加入者から問合せを受けた場合は、運営管理機関等が提供するパンフレット・ツール類を配布したり、下記の特定運営管理機関の Web サイトまたはコールセンターを案内するなどの対応を行うことが望ましい。

- ・ 特定運営管理機関 Web サイト：<https://www.jidoikan.jis-t.co.jp>
- ・ 自動移換者専用コールセンター： 03-5958-3736（平日 9:00～17:30）

最後に、確定拠出年金は加入者の自己責任に基づく制度だが、企業型 DC においては、企業にも加入者が資産運用や各種手続を自ら適切に判断・実施できるようサポートする責務が課せられている。自動移換者がなかなか減らない現状については如何ともし難い面があるものの、企業年金の実務担当者としては、「自動移換を放置してはイカン」あるいは「これを放置することは誠に遺憾である」との気概をもって取り組むことがより一層求められる。

<参考文献>

自動移換にかかる手数料改定のお知らせ（国民年金基金連合会 Web サイト）
<https://www.ideco-koushiki.jp/library/pdf/tesuuryoukaitei202604.pdf>

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和 8 年 3 月 18 日政令第 43 号）
（厚生労働省法令等データベースサービス）
<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H260318T0010.pdf>

社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理（2024 年 12 月 27 日）
（厚生労働省 Web サイト）
<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001366863.pdf>

特定運営管理機関（JIS&T 社 Web サイト）
<https://www.jidoikan.jis-t.co.jp/>